

I. 制度の目的

教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目的とし、平成21年4月から施行。

II. 制度の概要

- 2年間で30時間以上の免許状更新講習を受講・修了し、都道府県教育委員会に申請して手続を行うことが必要。
- 平成21年3月31日までに授与された免許状（旧免許状）：有効期間なし
 - ・ 現職教員には、10年ごとに免許状更新講習を受講する義務があり、受講しない場合には免許状は失効する。
 - ・ 現職教員ではない者が所定の期限を過ぎた場合には、免許状更新講習を受講した後でなければ教育職員になることはできない。
- 平成21年4月1日以降に授与された免許状（新免許状）：有効期間10年更新手続を行わないまま有効期間を経過すると失効する。

III. 免許状更新講習

(1) 開設者

- ・ 大学
- ・ 都道府県等の教育委員会 など

(2) 内容

① 必修領域（6時間）

受講者は、国の教育政策など、省令に定められた全ての事項を受講

② 選択必修領域（6時間） ※平成28年4月1日から導入

受講者は、英語教育や教育の情報化など、省令に定められた事項から自己の興味関心等に応じて選択して受講

③ 選択領域（18時間）

受講者は、大学等が自由に開設する講習の中から任意に選択して受講

例年約9万人が免許状を
更新している

1. 今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）

（平成18年7月11日 中央教育審議会）

- 「教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に必要な知識技能の刷新（リニューアル）を図る」という観点から、教員免許更新制の導入を提言。（「教員免許状の有効期間は10年間が適当」と提言）

※教育基本法の改正（平成18年12月22日）

2. 社会総がかりで教育再生を ～公教育再生への第一歩～ 第一次報告

（平成19年1月24日 教育再生会議）

- 教員免許更新制の導入を提言。「メリハリのある講習とし、教員の実績や外部評価も勘案しつつ、講習の修了認定を厳格に行う」とする。
- 平成19年通常国会への法案提出を提言。

3. 教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について（答申）

（平成19年3月10日 中央教育審議会）

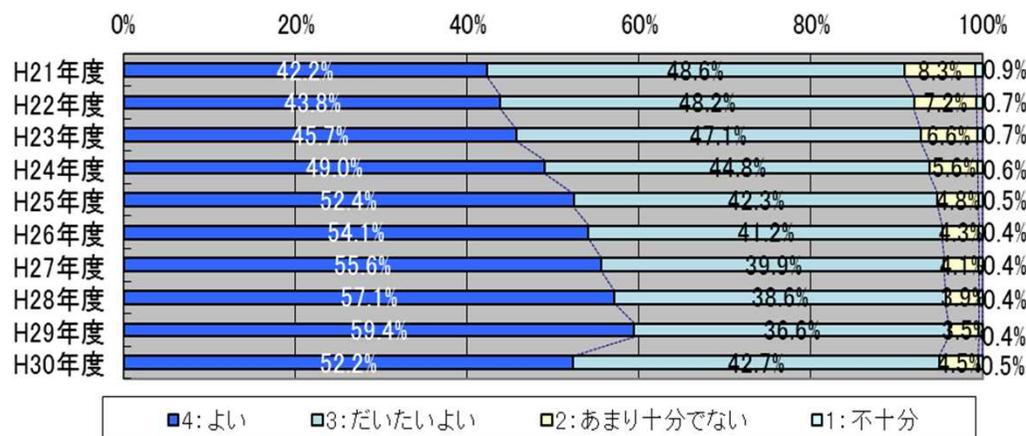
- 「教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に必要な知識技能の刷新（リニューアル）を図る」として、教員免許更新制の導入を提言。（「教員免許状の有効期間は10年間と定めること」と提言）

⇒ 教育職員免許法の改正（平成19年6月20日成立）により、
教員免許更新制が平成21年4月1日から導入

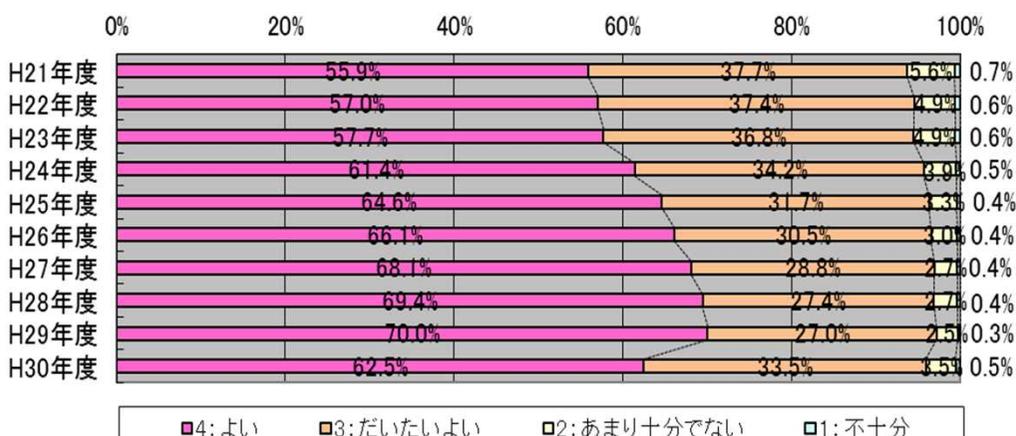
平成30年度免許状更新講習 事後評価結果について

- 免許状更新講習の実施にあたっては、講習終了後に受講者による事後評価を行うこととし、その集計結果を2月以内に文部科学省に報告することを義務づけている。
- 評価方法については、以下の3項目についてそれぞれ4段階評価で行っている。
 - 講習の内容・方法についての総合的な評価
 - 講習を受講した受講者の最新の知識・技能の修得の成果についての総合的な評価
 - 講習の運営面（受講者数、会場、連絡等）についての評価
- 各大学等から報告を得ている集計結果について、講習毎の4段階評価の回答割合を算出し、全体の平均値を算定した結果、以下のような状況となっている。

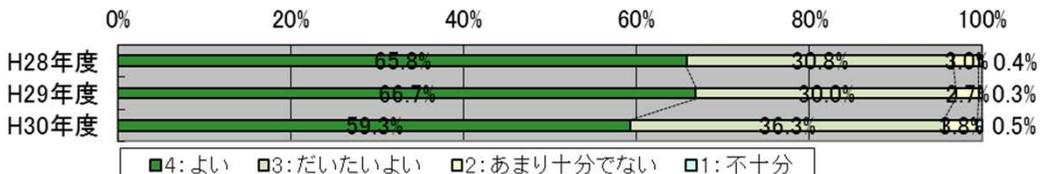
【必修領域】3項目の合計値



【選択領域】3項目の合計値



【選択必修領域】3項目の合計値



教員免許更新制度の改善について（報告）概要

教員免許更新制度の改善に係る検討会議（平成26年3月18日）

検討の背景

- 教員免許更新制度は、教員免許状に一定の有効期限を付し、その時々で求められる教員として必要な資質能力が確実に保持されるよう、必要な刷新（リニューアル）を行う仕組みとして、平成21年4月に導入され、既に約5年が経過。
- 教育職員免許法は、免許状更新講習に係る制度について、施行後5年を経過した場合に検討を加え必要な措置を講ずることを規定。
- また、グローバル化などの社会の急速な変化を受け、免許状更新講習において、教員が適時に現代的な教育課題を学べるようにすることが求められている。

具体的な改善方策

I 現代的な教育課題に対応できる免許状更新講習に係る枠組み・内容の改善について

(1) 「必修領域」の見直しと「選択必修領域」の導入

【現状】

（受講者・講習開設者）

- ・必修領域（八つの内容）の各内容の履修深度が浅く、より深い履修・教授を希望。全学校種・免許種共通のため、各学校種・免許種のニーズに焦点が合わない。現職研修においても必ず取り扱われる事柄は、受講者によっては既に学び理解。

（社会の要請）

- ・社会の急速な変化を受け、教員に、現代的な教育課題に対応する指導力が必要。免許状更新講習においても、現代的な教育課題の特質により、学校種・免許種や教職経験に応じた講習が、適時に十分提供されることが必要。

【改善策】

◆「必修領域」を精選

全受講者が共通して学ぶ内容や時間数を削減（12時間→6時間）。

- ①国の教育政策や世界の教育の動向、②教員としての子ども観、教育観等についての省察、③子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見（特別支援教育に関するものを含む。）、④子どもの生活の変化を踏まえた課題。

◆「選択必修領域」を新設

学校種・免許種や教職経験に応じて現代的な教育課題を適時に多くの受講者が学べ、かつ、現職研修経験に応じて履修内容を調整できる領域を設定（6時間）。

- ①学校を巡る近年の状況の変化、②学習指導要領の改訂の動向等、③法令改正及び国の審議会の状況等、④様々な問題に対する組織的対応の必要性、⑤学校における危機管理上の課題、⑥教育相談（いじめ・不登校への対応に関するものを含む。）、⑦進路指導・キャリア教育、⑧学校・家庭・地域の連携・協働、⑨道徳教育、⑩英語教育、⑪国際理解・異文化理解教育、⑫教育の情報化（ICTを利用した指導、情報教育[情報モラルを含む]等）。（①～⑤は必修領域から移す内容。）

(2) 修了認定試験と修了認定手続の改善

- ◆ 複数人による作問検討、受講者の評価や解答結果を踏まえた次年度試験の改善
- ◆ 各講師が行った合否判定の判定委員会における適否確認等、より公正な修了認定の工夫 等

更新講習における選択必修領域の導入

平成28年3月までの免許状更新
講習の内容



【必修領域】

- ① 学校を巡る近年の状況の変化
- ② 教員としての子ども観、教育観等についての省察
- ③ 子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見(特別支援教育に関するものを含む。)
- ④ 子どもの生活の変化を踏まえた課題
- ⑤ 学習指導要領の改訂の動向等
- ⑥ 法令改正及び国の審議会の状況等
- ⑦ 様々な問題に対する組織的対応の必要性
- ⑧ 学校における危機管理上の課題

【選択領域】

- 幼児、児童又は生徒に対する指導上の課題

平成28年4月からの免許状更新
講習の内容



【必修領域】

- ☆ 国の教育政策や世界の教育の動向
- ②～④は、これまで同様、必修領域に位置付け

【選択必修領域】

- ①及び⑤～⑧は、選択必修領域に位置付け
- ☆ カリキュラム・マネジメント
- ☆ アクティブ・ラーニングなどの観点からの指導方法の工夫・改善
- ☆ 教育相談(いじめ及び不登校への対応を含む。)
- ☆ 進路指導及びキャリア教育
- ☆ 学校、家庭及び地域の連携及び協働
- ☆ 道徳教育
- ☆ 英語教育
- ☆ 国際理解及び異文化理解教育
- ☆ 教育の情報化(情報通信技術を利用した指導及び情報教育(情報モラルを含む。)等)
- ☆ その他文部科学大臣が必要と認める内容

【選択領域】

- 幼児、児童又は生徒に対する教科指導及び生徒指導上の課題

Ⅱ 現職研修と免許状更新講習の関係の整理について

(1) 今後の十年経験者研修の在り方

【現状】

- ・ 現職研修と免許状更新講習は、制度上の趣旨・目的が異なるが、その受講により、教員としての専門性の向上が期待される点においては同じ機能を有する。
- ・ 現実として、十年経験者研修をはじめとする現職研修と免許状更新講習を同時期に受講する現職教員には、教育活動や校務等との日程調整の難しさをはじめとする負担感が生じている。

【改善策】

- ◆ 当面の間、十年経験者研修と免許状更新講習が同時期に重なる現職教員については、教育公務員特例法に定める「特別の事情がある場合」として、任命権者（都道府県等教育委員会）が、十年経験者研修の実施時期を免許状更新講習と重ならないよう計画することが適当。
- ◆ 今後の十年経験者研修の在り方については、各任命権者の判断で、教職経験に応じた体系的な研修を行うものとする方向で、教育公務員特例法の規定の見直しを検討することが必要。

(2) 免許状更新講習の受講環境の充実と教職生活への一層の活用の在り方

- ◆ インターネット利用等による通信教育型の免許状更新講習の充実、
- ◆ 免許状更新講習と免許法認定講習の相互認定による新たな教員免許状取得に向けた学びの促進 等

Ⅲ 教員免許状情報の一元的把握と教員免許更新制度の周知方策の充実について

(1) 免許状所有者・学校関係者による教員免許状情報の一元的把握と共有

【現状】

- ・ 免許状所有者が免許状更新講習の受講や免許管理者（都道府県教育委員会）に対する申請の必要性・時期を認識しておらず、教員免許状が失効・休眠した状態で勤務・採用、授業を実施した事例あり。
- ・ 特に、公立学校教員は、教員免許状の失効により教育公務員の身分を喪失し失職。
- ・ 失効・休眠した教員免許状の所有者が行った教育活動は校長判断で補習。児童生徒に負担が生じている。
- ・ 教員免許状は種類ごとにA4サイズ程度の紙媒体で授与。複数所有する者も多く、紛失しやすい。

【改善策】

- ◆ 免許状所有者が、免許状更新講習の受講時期や免許管理者への申請時期、全所有免許状を一元的に管理・把握できるよう、カード化した「教員免許証」（仮称）を導入。
- ◆ 学校関係者や免許状所有者が「教員免許証」上の照合番号を入力し、免許状情報を確認できる簡易検索システムを導入。出力した教員免許状情報を表簿として学校に備え付け。授与権者（都道府県教育委員会）・免許管理者が情報を正式に証明する「教員免許状情報証明書」（仮称）も導入。

(2) 新教員免許状制度・旧教員免許状制度の相違を踏まえた周知方策の充実

- ◆ 「教員免許証」を交付する際に、併せて保存・携帯が可能な、新・旧教員免許状に係る制度概要や具体の運用に関する要点説明資料を附属するなど周知方策を充実。
- ◆ 情報を得にくい非現職教員が免許状更新講習を受けやすいよう、講習開設者の判断で、追加募集等において、受講対象者証明書のない者の受講を認める運用を行う。

教員免許更新制の改善に向けた取組①

○インターネット利用等による通信教育型の免許状更新講習の充実

インターネット等を利用した通信教育型の講習の充実により、自宅での通年の受講が可能となっている。

項目	H21実績①	H28実績②	H29実績③	H30実績④	増減比(④/①)
講習数	220講習	322講習	445講習	524講習	238%
受講人数	15,235人	98,597人	118,831人	213,484人	1,401%

・通信教育型の免許状更新講習の講習数と受講人数(3領域(※)の合計) ※3領域・・・必修領域、選択必修領域、選択領域(選択必修領域は平成28年度から)

○免許状更新講習と免許法認定講習の両方の認定を受けた講座を開設する大学数

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
大学数	4大学	7大学等	10大学等	12大学等	14大学等	16大学等
大学等名	宮城教育大学、 四天王寺大学、 頌栄短期大学、 鹿児島純心女子大学	宮城教育大学、 筑波大学、 山梨学院短期大学、 四天王寺大学、 頌栄短期大学、 鹿児島純心女子大学、 国立特別支援教育総合研究所	宮城教育大学、 新潟大学、 山梨学院大学、 岐阜女子大学、 四天王寺大学、 兵庫教育大学、 岡山大学、 愛媛大学、 鹿児島純心女子大学、 国立特別支援教育総合研究所	宮城教育大学、 福島大学、 茨城大学、 宇都宮大学、 新潟大学、 山梨学院短期大学、 岐阜女子大学、 四天王寺大学、 兵庫教育大学、 岡山大学、 香川大学、 愛媛大学	宮城教育大学、 茨城大学、 宇都宮大学、 新潟大学、 山梨学院短期大学、 岐阜女子大学、 四天王寺大学、 兵庫教育大学、 岡山大学、 鳴門教育大学、 香川大学、 愛媛大学、 鹿児島純心女子大学、 国立特別支援教育総合研究所	宮城教育大学、 福島大学、 茨城大学、 宇都宮大学、 新潟大学、 山梨学院短期大学、 岐阜女子大学、 大阪教育大学、 四天王寺大学、 兵庫教育大学、 岡山大学、 鳴門教育大学、 香川大学、 愛媛大学、 鹿児島純心女子大学、 国立特別支援教育総合研究所

教員免許更新制の改善に向けた取組②

○大学における免許状更新講習受付方法の状況

(東京都内で免許状更新講習(必修領域)を開設している大学を対象として調査)

○募集受付の方法

受付方法	大学数
ウェブ受付	24
メール受付	13
郵送受付	13
計	42

○申込受付を行っている授業時間外の時間帯とその大学数 (令和元年11月時点)

受付開始時間	受付方法	大学数
0時 (日付変更と同時)	ウェブ受付	3大学
	メール受付	3大学
6時	ウェブ受付	1大学
17時	ウェブ受付	2大学
23時	ウェブ受付	1大学

※(参考)令和2年度免許状更新講習の認定申請等について

(令和元年10月25日 文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長通知)(免許状更新講習開設者宛)(抜粋)

7. 免許状更新講習の円滑な受講申し込み等に資する取組の促進について

昨今、教員の多忙化や働き方改革等が大きな課題となっていることも踏まえて、各開設者におかれては、以下の取組の例を参考に、受講者の円滑な受講申し込みや受講しやすい環境づくり等に一層資する免許状更新講習の運営に努めていただきますよう、お願いします。

※<免許状更新講習の円滑な受講申し込み等に資する取組の例>

- ・現職の教員が申込時に不利にならないように、申込開始時間を平日の夜や土日等の学校の勤務時間外に設定する
- ・申し込み手続きの利便性を向上のため、複数の開設者で連携し、更新講習の開催時期や講習内容の確認、受講申込等を1つのウェブサイトで行うことのできるポータルサイト等を開設する 等

中堅教諭等資質向上研修の導入

教育公務員特例法等の一部を改正する法律(平成28年法律第87号)により、10年経験者研修を中堅教諭等資質向上研修に改めた。

1. 目的 : 学校運営の円滑な実施において中核的役割を果たすための資質の向上を図る
2. 対象者 : 公立の小学校等の教諭等
(指標や教員研修計画等の研修体系を踏まえ任命権者の責任で決定)
※指標とは、地域の実情に応じ、校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標
※教員研修計画とは、指標を踏まえ、校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画
3. 実施者 : 任命権者(都道府県及び指定都市教育委員会、大阪府豊能地区教職員人事協議会)
※ただし、中核市は、中核市教育委員会が行う
※幼稚園については、任命権者(ただし、指定都市以外の市町村の設置する幼稚園については都道府県教育委員会)
4. 根拠法 : 教育公務員特例法第24条 (2017年から実施)
5. 研修内容 : 実施者が定める

教育公務員特例法等の一部を改正する法律の施行について(平成29年3月31日初等中等教育局長通知)(抜粋)
第二 留意事項

6 中堅教諭等資質向上研修をはじめとする現職研修と免許状更新講習の整合性の確保について
中堅教諭等資質向上研修をはじめとする現職研修と免許状更新講習の整合性の確保については、教員の負担を軽減する観点から、免許状更新講習の科目と中堅教諭等資質向上研修等の科目の整理・合理化や相互認定の促進を図ること。

調査対象

○全国65自治体の教育委員会に対してアンケートを実施（みずほ総合研究所株式会社への委託）

期間：令和元年9月17日（火）～10月4日（金）

対象：都道府県教育委員会 47自治体
指定都市教育委員会 8自治体
中核市教育委員会 10自治体

※ 指定都市及び中核市については、更新講習を実施している又は実施したことがある教育委員会に対してアンケートを実施

更新講習受講の負担軽減策の例

○更新講習と現職研修の相互活用

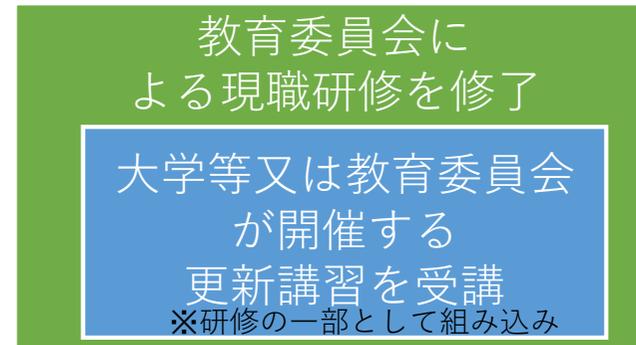
【パターンA】

大学等又は教育委員会が開催する更新講習の受講により、中堅研等の現職研修の一部を免除



【パターンB】

大学等又は教育委員会が開催する更新講習の受講を現職研修の一部として組み込み



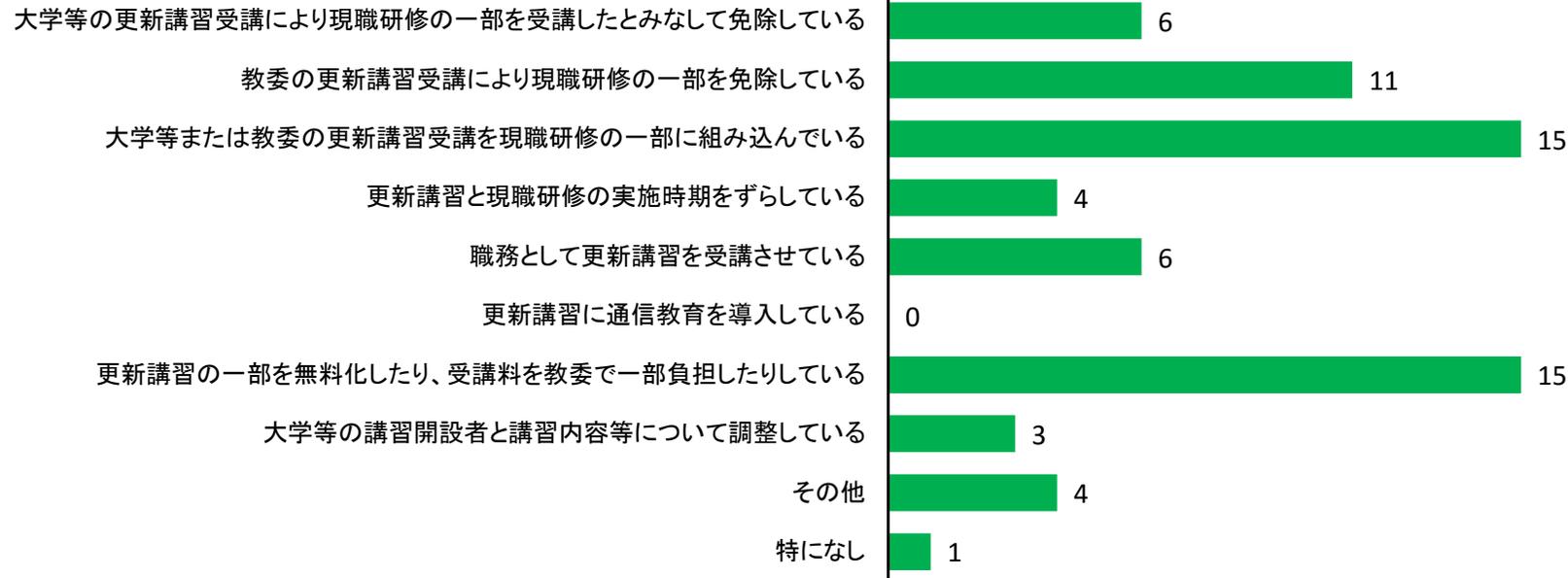
○このほか、次のような取組みがある。

- ・費用面での負担軽減（一部を無料で実施、受講料の一部負担）、
- ・時間の面での負担軽減（職務として受講させる、更新講習と現職研修の実施時期が重ならないようにする）

更新講習を自ら開設している自治体（35自治体）の取組内容

【現在行っている取組の内容（複数回答）】

n = 35
対象外 = 30



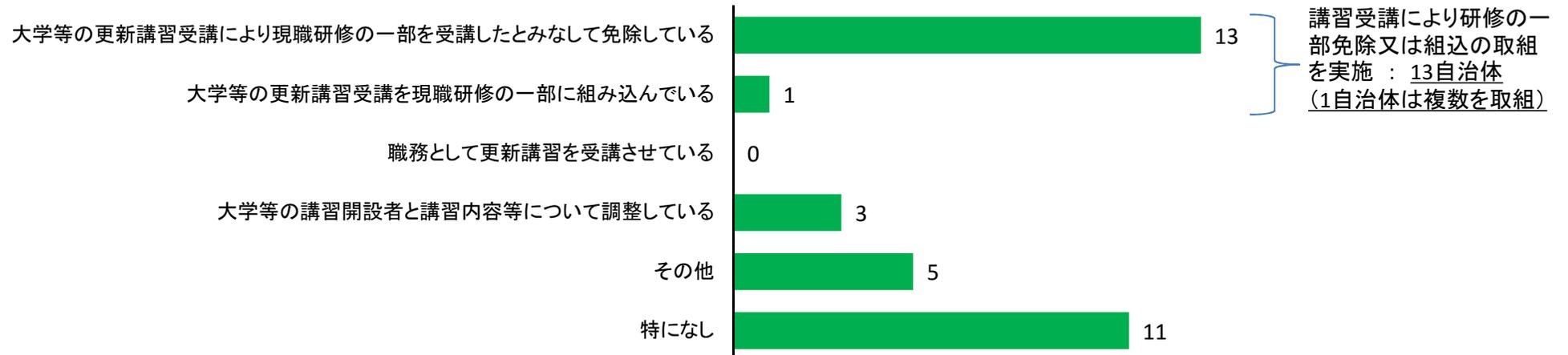
講習受講により研修の一部免除又は組込の取組を実施：26自治体
(6自治体は複数を取組)

- 更新講習を自ら開設している自治体においては、35自治体のうち26自治体（74%）が、講習受講により研修の一部を免除したり、講習受講を研修の一部に組み込む取組のいずれかを実施
- その他、「更新講習の一部を無料化したり、受講料を教育委員会が一部負担したりしている」（15自治体）、「職務として更新講習を受講させている」（6自治体）、「更新講習と現職研修の実施時期をずらしている」（4自治体）等の取組を実施

更新講習を自ら開設していない自治体（30自治体）の取組内容

【現在行っている取組の内容（複数回答）】

n = 30
無回答 = 0
対象外 = 35

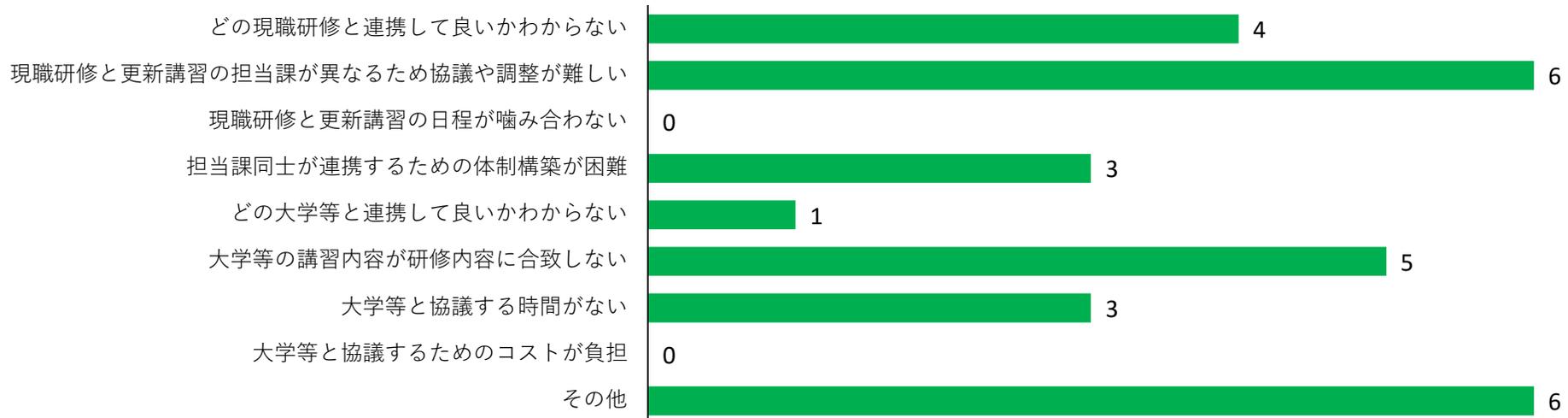


- 更新講習を自ら開設していない自治体であっても、30自治体のうち13自治体（43%）が、講習受講により研修の一部を免除したり、講習受講を研修の一部に組み込む取組のいずれかを実施

更新講習と認定講習の相互活用に向けた課題

【更新講習と認定講習の相互活用を実施していない理由（複数回答）】

n=17
無回答=9
対象外=39

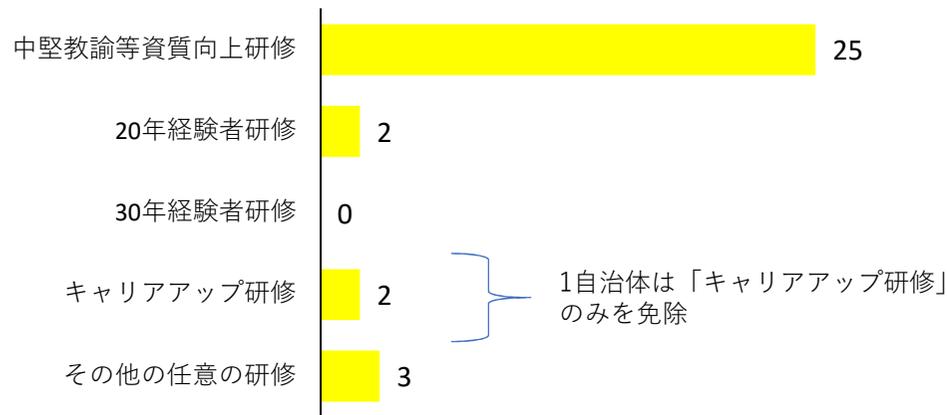


- 「現職研修と更新講習の担当課が異なるため協議や調整が難しい」（6自治体）、「担当課同士が連携するための体制構築が困難」（3自治体）との回答があり、組織内の連携の課題に関する指摘がある。
- 「どの現職研修と連携して良いかわからない」（4自治体）、「どの大学等と連携して良いかわからない」（1自治体）との回答があり、取組に対する情報・ノウハウ不足に関する指摘がある。
- 「大学等の講習内容が研修内容に合致しない」（5自治体）との回答があり、現職研修において求める内容と更新講習の内容とのミスマッチに関する指摘がある。
- このほか、各教員の研修・講習の受講履歴を管理する仕組みを有していないため、研修の一部免除等の取組を行えていないとの意見もある。

更新講習の受講により、現職研修の一部を免除 (26自治体)

【免除の対象としている現職研修 (複数回答)】

n = 26
無回答 = 0
対象外 = 39



○ 更新講習の受講により、現職研修の一部を免除している26自治体 (パターンA) のうち25自治体が、「中堅教諭等資質向上研修」の一部を免除している。

○ 上記25自治体のうち6自治体は、加えて「20年経験者研修」(2自治体)、「キャリアアップ研修」(2自治体のうち1自治体)、「その他の任意の研修」(3自治体)についても免除している。

○ その他1自治体は、「キャリアアップ研修」の一部を免除している。

【現職研修の規定日数と免除対象とできる時間数】

○ 現職研修の規定日数は6日間～30日間と幅が見られる。

○ 現職研修のうち、大学等の更新講習の受講により免除対象となる研修時間については、平均12.5時間 (2日間程度)であり、今後の調整によって免除対象時間を増やし、さらに負担軽減を図る余地があると考えられる。

【大学又は研修担当課との連携】

○ 更新講習担当課と大学又は研修担当課との連携については、「定期的な情報交換」(12自治体)、「研修内容と更新講習の内容の重複を減らす調整」(3自治体)、「更新講習の開催時期の調整」(2自治体)、「更新講習の開催回数の調整」(2自治体)をしているとの回答があった。

教育委員会が開催する更新講習の受講により、現職研修の一部を免除している事例 (福岡市)

○ 概要

- 福岡市教育委員会が、免許状更新に必要な30時間 (必修領域6時間、選択必修領域6時間、選択領域18時間) の更新講習を開設。市職員を対象として更新講習を実施、受講料の負担を軽減 (30時間分すべて無料)
- 更新講習受講 (予定) 者は、中堅教諭等資質向上研修のうち選択研修 (4日間) を免除とすることで、受講時間を軽減 (大学等が開設している更新講習を受講した場合も、選択研修 (4日間) を免除)

○ 中堅教諭等資質向上研修の内容 (30歳代、小・中学校教員のプログラムの例)

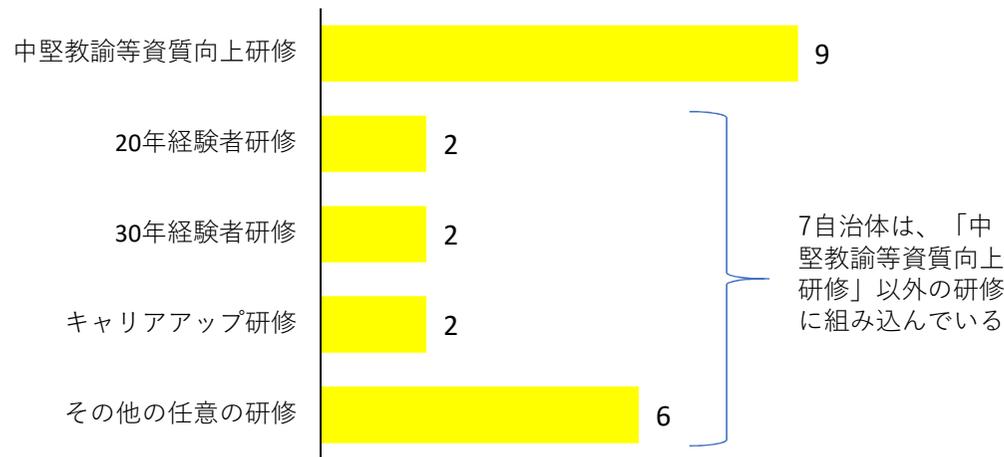
研修内容	
校外研修 (6日間)	
共通研修 (2日間)	教育公務員の服務・倫理、中堅教諭としての役割、人権教育の理論と実践、中堅教諭としてのマネジメント
選択研修 (4日間) (※更新講習受講者は免除)	学習指導等 (2講座を選択) ・共に学ぶ小・中学校各教科等、・カリキュラム・マネジメントの理論と実際 等 生徒指導等 (2講座を選択) ・学級経営に生きるカウンセリングの理論と実践、・不登校児童生徒への支援に生かす教育相談 等
校内研修 (6日間)	
校内研修 (6日間)	選択研修で学んだ内容についてレポート作成 (免除者は不要) マネジメント研修後に校内で実践、報告書作成

(福岡市教育委員会が開催している更新講習)

更新講習 (5日間)	
必修領域 (1日間)	国の教育施策の動向、教員としての子ども観・教育観等についての省察、子どもの発達に関する脳科学・心理学等における最新の知見 等 <u>(必修領域6時間)</u>
選択必修領域 (1日間)	学習指導要領の改訂の動向等、様々な問題に対する組織的対応の必要性 <u>(選択必修領域6時間)</u>
選択領域 (3日間)	全校種・全職種を対象にした講座等 18時間 (特別支援教育、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善等) <u>(選択領域18時間)</u>

更新講習の受講を現職研修の一部として組込 (16自治体)

【組込の対象としている現職研修 (複数回答)】 n = 16
無回答 = 0
対象外 = 49



- 更新講習の受講を現職研修の一部として組み込んでいる16自治体 (パターンB) のうち、9自治体が「中堅教諭等資質向上研修」の一部に組み込んでいる。
- 上記9自治体のうち2自治体は、加えて「20年経験者研修」及び「30年経験者研修」(1自治体)、「その他の任意の研修」(1自治体)に組み込んでいる。
- その他7自治体は、「20年経験者研修」及び「30年経験者研修」(1自治体)、「キャリアアップ研修」(2自治体)、「その他の任意の研修」(4自治体)に組み込んでいる。

【現職研修の規定日数と更新講習を組み込んでいる時間数】

- 現職研修の規定日数は1日間～34日間と幅が見られる。
- 現職研修に組み込んでいる更新講習の時間については、平均13.6時間(2日間程度)であり、今後の調整によって組み込む時間を増やし、さらに負担軽減を図る余地があると考えられる。

【大学又は研修担当課との連携】

- 更新講習担当課と大学又は研修担当課との連携については、「定期的な情報交換」(11自治体)、「更新講習の開催時期の調整」(5自治体)、「更新講習の開催回数の調整」(2自治体)、「研修内容と更新講習の内容の重複を減らす調整」(2自治体)をしているとの回答があった。

教育委員会が開催する更新講習の受講を現職研修の一部として組み込んでいる事例 (福井県)

○ 概要

- 福井県教育委員会と福井大学が共同し、免許状更新に必要な30時間のうち18時間 (必修領域6時間、選択必修領域6時間、選択領域6時間) の更新講習を開設。研修と位置付け、受講料の負担を軽減 (18時間分は無料)
- 中堅教諭等資質向上研修のうち18時間分を更新講習とすることで、受講時間を軽減

○ 中堅教諭等資質向上研修の内容 (30歳代教員のプログラムの例)

	研修内容
第1日目	服務規律、ICT機器の活用、ファシリテーションの意義と方法
第2日目	[小学校] 教科別研修及び教育庁各課研修 (国算理社などから1講座) [中・高] 教科別研修及び教育庁各課研修 (各自の専門教科) [特 支] 特別支援教育研修及び教育庁各課研修
第3日目	○これからの教育を学ぶ (国の教育政策や世界の教育の動向、子どもの変化と発達 (生徒理解) 等) <u>(必修領域6時間)</u>
第4日目	○主体的・対話的で深い学びの視点を取り入れた授業づくりを学ぶ (受講者同士で実践の説明、振り返りを語り合い、授業改善・個別支援等の視点を学ぶもの) <u>(選択必修領域6時間)</u>
第5日目	○教育実践を深める (実践の歩みの記録、歩みをたどり直す、教師の成長に関する課題の確認・整理) または ○教育委員会が開催する別の更新講習「小学校教員対象外国語」「教育相談担当教員養成」で振り替えることも <u>(いずれも選択領域6時間)</u>
第6日目	教育実践について聴きあうこと (初任者研修、3年目研修と連携し、そのディスカッションにファシリテーターとして参加) で教師自身の実践を深める。
第7日目 第8日目	社会体験研修 (2日間) 異業種体験

免許状更新講習を修了していない者に対する臨時免許状の授与について①

背景

- 「教員の不足」の要因として、「採用候補者が免許状の未更新等により採用できなかった」を挙げる自治体が一定数存在。 11自治体中4自治体（教職員課「教員の確保の状況に関するアンケート結果」）
- 出産・育児等で離職し、免許状の有効期限が経過している者が教員として復職する場合には、あらかじめ更新講習の受講が必要。
- 65歳以上の教員も一定数存在するが、令和2年4月2日以降に満65歳に達する者（※1）は、免許状更新講習を受講しなければ、令和3年4月1日からは教育職員になることができなくなる。

（令和2年4月1日以前に満65歳に達する者は免許状更新講習の受講を要しないことされている。）

60歳以上の教育職員数※2（本務教員・平成28年度）

学校種	幼稚園	幼保連携型 認定こども園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
60歳以上	1,338	841	9,515	6,515	12,725	1,904
65歳以上	544	248	216	231	1,157	49

※1 昭和30年4月2日以降に生まれた旧免許状所持者

※2 教育職員免許法第2条第1項に規定する教育職員をいう。

（平成28年度学校教員統計調査）

対応方針

教員免許更新制は、教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りをもって教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目的とする制度であり、**引き続き同制度の理念の達成が不可欠**。

一方、上記の背景を踏まえ、各自治体における人材の確保を後押しするため、**免許状未更新者に対する臨時免許状の授与が可能である旨、都道府県教育委員会に周知する**。ただし、教員免許更新制の趣旨に鑑み、**臨時免許状の授与は慎重に行うことが必要であり、授与の審査について留意事項を示すこととする**。

（「免許状更新講習を修了していない者に対する臨時免許状の授与について」（平成31年1月16日教育人材政策課長通知）

【臨時免許状の概要】

趣 旨：普通免許状を有する者を採用できない場合に限り、例外的に授与する「助教諭」の免許状

要 件：都道府県教育委員会の行う教育職員検定の合格

有効期限：3年（※）、更新無し

有効範囲：授与された都道府県に限る

活用事例：へき地や離島で配置予定の学校に通える範囲内に必要な免許状所有者が在住していない場合 など

授与件数：8,405件（平成28年度）

※ただし、相当期間にわたり普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、その有効期間を6年とすることが認められている。

審査の留意事項

1. 未更新者に対する臨時免許状の授与の審査に当たっては、都道府県教育委員会において、次の①及び②に該当することを確認すること

①当該未更新者を採用しようとする者が、とりうる手段を尽くしても他に有効な普通免許状を有する者を採用することができない場合であること

②次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

(ア) 当該未更新者（現に教育職員として勤務している者を除く。）が、一定期間内に免許状更新講習を修了する見込みがあること【出産・育児等で離職した元教員を想定】

例：当該未更新者が免許状更新講習の受講の申し込みを行っていること

当該未更新者が一定期間内に免許状更新講習を受講する計画を示していること など

(イ) 当該未更新者が、定年退職者等の再任用又はこれに類する形態で採用される者であって、従前の勤務実績等に照らして、最新の知識技能を十分に有していると認められるものであること

例：教育職員免許法施行規則により、免許状更新講習を受ける必要がないとされているもの（校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、指導主事など）としての勤務実績があること

当該者の従前の職務、経歴又は最近の研修の状況、当該者が良好な成績で勤務した旨を市町村教育委員会等の採用権者が証明すること【美術、音楽、技術などの免許状保有者が少ない教科において優れた指導力を有する教員を想定】 など

2. その他

- (1) 採用権者に対し、臨時免許状の授与を受けた未更新者が更新講習を修了した場合の報告を求めること
- (2) 過去に臨時免許状の授与を受けたことがある者に対し、再度臨時免許状の授与を行う場合には、より慎重な審査を行うこと

論点例

教員が最新の知識技能を身に付ける観点から、更新講習をより効果的なものにするとともに、負担感の軽減のためにどのように改善を行っていくか。

- 更新講習と認定講習や現職研修の相互活用を進める上で、現職研修として求められる内容と更新講習との間のミスマッチや、連携先の大学がわからないという意見にどのように応えるか。
(例：協議会を通じた更新講習、認定講習、現職研修の調整)
- 現職研修以外にも更新講習や認定講習との効果的な相互活用が可能なものがあるか。
(例：教職大学院の単位、教員の研修成果を可視化するために外国人児童生徒の指導や特別支援教育について検討されている「履修証明」)
- 研修履歴の管理をどのように行うか。
(例：採用権者による研修履歴の管理の仕組みの導入)
- 更新講習のより弾力的な受講を可能にするために、どのような環境整備が必要か。
(例：インターネット等による講習の充実、受講対象者の範囲、受講期間の在り方、講習開設主体の範囲)
- 現在の教育ニーズの観点から、更新講習の内容に改善すべき点がないか。
- 教職に就こうとする者の円滑な入職や再任用等を促進するよう、更新講習の内容や仕組みに改善すべき点がないか。
(例：教員免許を取得したが民間企業等に就職した者が教職に転職する際のリカレント教育に資するような更新講習の内容の改善
従前の勤務経験等に照らして最新の知識技能を十分に有していると認められる者など一定の要件を満たす者についての更新講習の取扱い)

外国人児童生徒等に関する指導体制の確保・充実のために取り組むことが考えられる方策（関係者からの指摘等を整理したもの）

※実線は既存の取組、点線は今後考えられる取組

基礎的な知識の普及

- 養成段階の取組みの充実
 - ・教職課程を設置する大学の現状の把握
 - ・様々な取組事例の収集
 - ・当該大学の所在する地域の必要性等に応じた多様な取組みの普及
- 校内研修等で使用できる初級者向け動画コンテンツの開発
 - ・実施主体の確保
 - ・適切なコンテンツの作成

管理職、担当教員等の資質能力の向上

- 教職員支援機構の「指導者養成研修」
 - 実績：120名程度受講/年
- 「モデルプログラム」を活用した研修の普及
 - 外国人児童生徒等教育に関する研修実施状況
教育委員会における独自の研修の実施率：
 - ・学級担任、日本語担当 8.0%
 - ・管理職 1.9%
 - ※実施していない 88.0%
 - 初任研（H29）における実施率：
 - ・小40.0% 中43.5% 高40.9% 特支37.3%
 - 中堅研（H29）における実施率：
 - 【必修】
 - ・小3.5% 中3.5% 高4.7% 特支4.7%
 - 【選択】
 - ・小9.6% 中9.6% 高14.1% 特支10.9%
- 中上級者向けオンライン講座の開発
 - ・実施主体の確保
 - ・適切なコンテンツの作成
- 免許状更新講習
 - 選択必修領域（国際理解及び異文化理解教育）
 - 選択領域で実施
- 日本語指導アドバイザーの派遣
- 研修成果の可視化、インセンティブの付与
 - ・履修証明などの形で研修成果の可視化を検討
 - ・インセンティブ付与について検討

外部人材の活用、資質能力の向上

- 日本語教師等の外部人材のより効果的な活用、研修
 - ・学校教育や児童生徒等への指導等に関する資質能力の向上のための研修の充実
 - ・特別の教育課程、初期集中支援等を担当する外部人材の学校における位置づけの明確化（特別非常勤講師、特別免許状の活用の検討）
- 日本語教師（常勤・非常勤の数）18,563人
（2018.11.1現在）

学校における組織的な指導体制の確保

- 管理職、日本語指導担当教員、在籍学級担当教員、その他の教職員、外部人材等による組織的な対応
- 学校と教育委員会等の行政機関との有機的な連携・協働
 - 論点：学校の中核になる人材を育成する一方で、特定の教職員任せ、学校任せにならない体制づくり

趣 旨

近年の幼保連携型認定こども園の増加や免許更新制の対象者の円滑な更新講習の受講を促進するため、幼保連携型認定こども園を所管する都道府県、政令指定都市、中核市が更新講習を開設できるようにする。

背 景

①幼保連携型認定こども園の増加

教育及び保育を一体的に提供する幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭等は、原則として、幼稚園教諭免許状を有し、保育士の登録を受けた者でなければならない(※)。

近年、幼保連携型認定こども園の施設数が増加しており、免許更新制の対象となる保育教諭等の増加が見込まれる。

※2015年から5年間に限り、幼稚園教諭免許状の授与又は保育士の登録のいずれか一方を受けていれば、保育教諭等となることのできる特例が設けられている(本特例については令和元年6月に法改正が行われ、2024年度末まで延長された)。

②免許更新制の対象者の増加

2020年度には免許更新制の対象者が過去最多となることが見込まれる状況となっており、対象者が円滑に更新講習を受講できるよう、更新講習の開設数の確保が必要となる。

【参考①】幼保連携型認定こども園の施設数及び保育教諭等の人数の推移

	H28	H29	H30
施設数	2,785	3,618	4,409
保育教諭等の人数	61,626人	82,002人	100,307人

【参考②】免許更新制の対象者数(旧免許状所持現職教員のみ)推計

修了確認期限	対象者数
平成31年3月31日	81,456人
令和2年3月31日	132,218人

対応方針

幼保連携型認定こども園の設備及び運営について条例で基準を定め設置の認可を行う都道府県、政令指定都市、中核市が保育教諭等を対象とした更新講習を開設できるようにする。

【参考③】現行制度で更新講習の開設者として指定されている者

- ①課程認定大学、②教員養成機関、③都道府県、政令都市、中核市の教育委員会、④大学共同利用機関、⑤その他、文部科学大臣が指定する者(独立行政法人教職員支援機構、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所など)

【参考④】都道府県等の実施する保育士等キャリアアップ研修について

都道府県等においては、既に保育現場におけるリーダー的職員の育成に関する研修(保育士等キャリアアップ研修)を実施しており、当該研修の専門分野別研修のひとつとして「幼児教育」が含まれている。

<都道府県等が実施する保育士等キャリアアップ研修の修了予定者数>

平成29年度: 57,038人(うち「幼児教育」の修了予定者: 8,959人)

平成30年度(見込み): 164,888人(うち「幼児教育」の修了予定者: 23,642人)

【背景・概要】

- 令和2年度から始まる新たな学習指導要領においては、「社会に開かれた教育課程」を掲げ、教育課程の実施に当たって、地域の人的資源等を活用し、学校教育を学校内に閉じずに社会と連携しながら実現することとされており、新たな学習指導要領を確実に実施するための指導体制の整備が急務となっている。
- 小・中学校における教職員以外の人材の活用は、その多くが総合的な学習の時間で行われているものであり、必ずしも各教科の指導において外部人材の継続的な活用が進んでいる状況ではない。一方で、免許外教科担任の許可件数は全国で約7,000件となっており、各教科の指導における専門性の向上が課題。
- また、就職氷河期世代においては、当時の教員採用倍率が例年に比べて非常に高く、教員免許状を取得したものの不本意ながら教職以外の職業に就職した者が一定数存在すると見込まれる。
- そのため、各学校における外部人材の積極的な活用を促進するため、教職未経験の者に対するリカレント教育プログラムの開発や情報提供等を行い、就職氷河期世代をはじめとする多様な人材が円滑に学校教育に参画できる環境を整備するとともに、各学校における外部人材の活用に関するガイドラインの作成・周知を行うことで、社会と連携したより効果的な学校教育の実現を目指す。

【目標】

博士課程学生・ポスドク人材・エンジニアやデータサイエンティスト等の社会の多様な人材や、ICTに精通した人材の登用を目指す
(小中学校は2022年度までに4校に1人以上、高等学校は2024年度までに1校に1人以上)

※統合イノベーション戦略2019（令和元年6月21日閣議決定）より抜粋。AI戦略2019（令和元年6月11日統合イノベーション戦略会議決定）においても同旨の記載。

事業概要

①大学等における教職に関するリカレント教育プログラムの講習開発（5,500千円×3件）

学生時代に教員免許状を取得したものの民間企業等に就職し、一度も教師としての勤務経験がない社会人等が、教職への転職、学校教育への参画（兼業・副業等）に当たり、必要な知識・技能等を身に付けることができる講習を開発する

②外部人材を活用する教員向けの研修教材の作成（4,300千円×3件）

外部人材を学校における教科指導において継続的に活用している先進的な自治体の取組等について、具体的な事例やそのノウハウをまとめた動画等による教材を作成し、学校等で活用することで、外部人材の受け入れを促進する

③民間企業等と教育委員会との効果的なパートナーシップの在り方に関する調査研究（5,500千円×2件）

特定の民間企業等と教育委員会との連携・協力による外部講師の派遣、研修の実施、教材の提供等といった効果的な教職員組織の強化の在り方に関する調査研究を行う

④外部人材の活用に関するガイドラインの作成（10,500千円×1件）

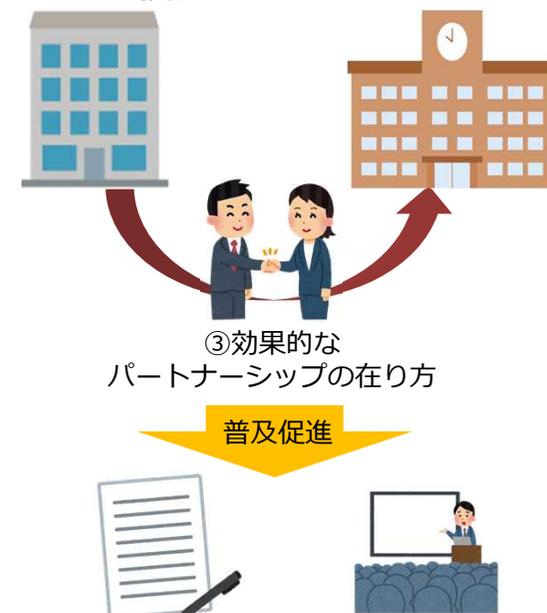
外部人材の活用に当たり、ティームティーチングや特別非常勤講師、特別免許状といった様々な活用形態があるため、それぞれのメリットや要件（免許状の有無、副業・兼業の可否等）、留意点を整理するとともに、①～③も踏まえ、効果的な研修・講習の在り方やその具体事例等を体系的にまとめたガイドラインを作成し、各学校における外部人材の活用促進を図る

⑤社会人等を対象とした効果的な情報発信等（10,500千円×1件）

教職に就くためのプロセスや教育プログラム、民間企業等と教育委員会との連携・協力の在り方に関する調査研究結果の紹介を行うとともに、ワークショップ等を通じた企業と教育委員会との相互理解の醸成等により、潜在的な外部人材活用の需要の掘り起こしを行う

①外部人材向け
リカレント教育

②教員向け
研修教材



④ガイドラインの作成 ⑤効果的な情報発信 23